

今月号から誌面充実ということで、レシピや地域包括支援センターだよりなど新しい連載をスタートしました。今後もみなさんに気軽に読んでいただけるような誌面を目指して、いろいろな企画を用意していますのでお楽しみに。気になる点・ご意見・ご感想などありましたら、お気軽に広報担当までお寄せください。

☎ 0164-62-1211(代表)

🌐 <http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>

✉ seisaku@town.haboro.hokkaido.jp

お知らせ

児童手当制度が改正されました

平成18年4月1日から、支給対象年齢がこれまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて所得制限額が引き上げられました。

新たに児童手当を受けられる児童の保護者のみなさまについては、役場窓口で認定請求の手続きが必要となります。(公務員の方は勤務先)

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されますので必ず期間内に手続きして下さい。

▶ 小学校4年生の児童がいる場合

[対象児童：平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ]
- 平成18年3月31日まで、児童手当を受給していた保護者の方は、特段の請求等の手続きは必要ありません。4月以降も引き続き支給されます。(現況届の提出は必要です)

▶ 小学校5・6年生の児童がいる場合

[対象児童：平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ]
- 新たに認定請求の手続きが必要となります。弟又は妹などがいて、現在すでに児童手当を受給されている場合は額改定認定請求の手続きが必要です。

▶ 所得制限により児童手当を受給していない場合

- 所得制限額の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当すると思われる保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

布類の特別収集を実施します

春の布類特別収集を行います。洗濯した後、透明又は白色系の袋に入れてお近くの集会所までお持ちください。ボタンやファスナーは外さなくても結構です。収集は無料となっています。

6月7日(水)

会場	時間
北町集会所	
川北老人福祉センター	
築港集会所	午前9:00～午後1:00
幸町コミュニティセンター	
幸町南集会所	

6月8日(木)

会場	時間
栄町南集会所	
栄町コミュニティセンター	
南町集会所	午前9:00～午後1:00
中央公民館(第1研修室)	
4条集会所	
寿町集会所	

回収できるもの 綿50%以上の衣類等
メリヤス地(シャツ、パンツ、ズボン、Tシャツ、ベビー服、ポロシャツなど)・綿地(シーツ、布団カバー、トレーナー、Yシャツ、ブラウス、パジャマなど)・タオル地(タオルケット、ベビー服、バスローブなど)

回収できないもの

ジャージ・ジーンズ・布団・靴下・毛糸類・ジャンパー・背広・コート・ズボンなど



靴下は回収できません。

お問い合わせ

町民課環境衛生係 ☎ 62-1211(内線106)

お問い合わせ

福祉課社会福祉係 ☎ 62-1211(内線124)

調理師試験が実施されます

次のとおり調理師試験が実施されますので、受験を希望する方はお申し込みください。

試験期日 8月24日(木) 午後1:30～4:00

試験場所 滝川市(住所が羽幌町の場合)

願書受付 北海道留萌保健福祉事務所保健福祉部

受付期間 5月29日(月)～6月2日(金)

提出書類

- ・調理師試験受験願書 1部
 - ・調理師試験受験者整理カード 1部
- (撮影3カ月以内の写真を貼付のこと)

受験資格 義務教育を受けた者で、多人数に対して飲食物を提供する寄宿舍・学校・病院等の施設又は、食品衛生法施行令第5条第1号の飲食店営業、第11号の魚介類販売業、若しくは第28号のそうざい製造業において平成18年6月2日までに2年以上の調理の業務に従事した者

手数料 6,700円の北海道収入証紙を所定の箇所に貼り、印章または署名により消印すること



お問い合わせ

北海道留萌保健福祉事務所保健福祉部

子ども・保健推進課保健予防係

☎ 0164-42-8326

児童扶養手当の手当額が変更となります

平成18年4月1日から、児童扶養手当・特別児童扶養手当等の手当額が、平成17年消費者物価指数の下落率を反映した額に変更となりました。

なお現在児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給されている方は、8月に現況届の届出が必要となります。

変更後の額

手当	(区分)	手当額
児童扶養手当	(全部支給)	41,720円
	(一部支給)	9,850円～41,710円
特別児童扶養手当	(1級)	50,750円
	(2級)	33,800円
障害児福祉手当		14,380円
特別障害者手当		26,440円

お問い合わせ

福祉課社会福祉係 ☎ 62-1211(内線123)

献血にご協力願います

次の日程で移動献血車が巡回します。みなさんのご協力をお願いします。



6月6日(火)

巡回場所	時間
旧NTT羽幌営業所前	午前 9:00～午前10:20
留萌信用金庫羽幌支店前	午前10:40～正午
すこやか健康センター前	午後 1:15～午後 2:45
川北老人福祉センター前	午後 3:10～午後 4:30

6月7日(水)

巡回場所	時間
北海道銀行羽幌支店前	午前 9:00～午前10:20
北るもい漁業協同組合前	午前10:40～正午
羽幌町役場前	午後 1:15～午後 3:00
道立羽幌病院前	午後 3:20～午後 4:30

お問い合わせ

福祉課社会福祉係 ☎ 62-1211(内線123)

消防署からのお知らせ

平成18年春季消防演習

春の消防演習を実施します。火災防ぎょ訓練中は、付近の消火栓2基を使用しますので、地域によっては水道水が濁る恐れもありますが、よろしくご協力のほどお願いします。

また、訓練区域内は大変危険を伴いますので、付近に駐車しないようお願いします。

実施日 6月4日(日)

▶ 分列行進 (午後2:00～2:30)

・ターミナル通りはぼろスポーツ店前で、羽幌消防団による分列行進を行います。

▶ 救助救出訓練・火災防ぎょ訓練 (午後2:40～3:00)

・羽幌町車両総合車庫前で救助救出訓練を行います。
・羽幌町郷土資料館を想定して火災防ぎょ訓練を行います。

お問い合わせ 北留萌消防組合消防署 ☎ 62-1246

タコ等の密漁が増加しています

留萌支庁管内の沿岸海域では、コンブ、ウニ、アワビの他、あまり知られておりませんが、タコ、ギンナン草、モズクなどの魚貝藻類も管内の漁業協同組合に第一種共同漁業権として設定されており、採捕すると漁業権の侵害にあたり罰せられます。

羽幌で漁業権が設定されている定着性水産動植物

(海藻類) こんぶ、わかめ、のり、ふのり、ぎんなんそう、もずく、てんぐさ

(動物) うに、なまこ、たこ

(貝類) あわび、つぶ、いがい、ほっき、えぞばかがい

お問い合わせ

農林水産課水産係 ☎ 62-1211(内線346)

農薬を使用する際はお気をつけください

家庭菜園で農薬を使う場合も配慮が必要です

農作物の安全確保については、食品衛生法により残留農薬の基準が設定されていますが、この残量農薬基準の内容が平成18年5月29日から大きく変わり「ポジティブリスト制度」が導入されることになりました。

これまで、残留基準値のなかった作物についても、登録保留基準や諸外国の基準を参考とした「暫定基準」、国内外に基準のないものについては「一律基準」と、全ての「農薬と作物の組合せごとの基準」が設定される制度であり、この基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止、回収などの対応が求められます。

自分が使用した農薬はもとより、近隣で使用された農薬の飛散により基準を超えた生産物の場合についても、同様の措置が取られるため、家庭菜園等で農薬を使用する場合についても、飛散防止等の配慮が必要となります。

農薬を使用する際には、使用基準を遵守し適正な使用に努めるとともに、周辺環境への配慮等を十分に注意されますようお願いいたします。



お問い合わせ

オロロン農業協同組合 ☎ 62-2141

農業改良普及センター ☎ 62-1779

農林水産課農政係 ☎ 62-1211(内線342・343)

ご存知ですか？ 民生委員・児童委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のために、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者です。

児童福祉法による児童委員も兼ねており、その主な職務は、①住民の生活状況の適切な把握、②要援助者に対する相談・支援、福祉サービスの情報提供、③社会福祉事業者等との連携・支援、④関係行政機関への業務協力などです。

複雑化する地域社会で民生委員・児童委員は、児童から高齢者まで地域に住む人たちに密着した福祉活動の担い手として活動しています。

羽幌町には町内を34地区に区切り、その区域を担当する34人の民生委員・児童委員と、羽幌町全域の児童を専門に担当する2人の主任児童委員がいます。

なお、各委員には実態調査や相談を受け知り得た情報については法律により「守秘義務」が課せられていますので、何か心配ごとなどがありましたら地区担当の民生委員・児童委員又は主任児童委員までご相談ください。

また、ご自分が住む地区の民生委員・児童委員をご存知ない方は、お気軽に福祉課社会福祉係までお問い合わせ下さい。



お問い合わせ

福祉課社会福祉係 ☎ 62-1211(内線122)

6月は外国人労働者問題啓発月間です

近年、経済社会の国際化の伸展に伴い、我が国に入国、在留する外国人は増加傾向にあり、労働市場に及ぼす影響も大きくなっています。このため、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、各種啓発活動に取り組むこととしています。

事業主の方々をはじめ、皆様には外国人労働者の適正な就労の促進と不法就労の防止について、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

ハローワーク留萌 ☎ 0164-42-0388

北海道労働局職業安定部 ☎ 011-709-2311(内線3683)

出前講座「ほっと講座はぼろ」をどうぞご利用ください

出前講座「ほっと講座はぼろ」は、町民の団体やグループが主催する学習会などに町職員が講師として出向き、町政や専門知識を生かした説明や実習を行うことにより、町職員と町民のコミュニケーションを図るとともに、町民のまちづくりに対する理解を深め、生涯学習の推進を通して「自ら学び創造性豊かで生き生きとした人づくり・町づくり」を目指しています。

昨年度1年間では合計28回、述べ670の方が受講されました。中でも最も多く利用された講座は保健師による「すこやか講座」でした。

受講を希望される場合は、開催希望日のおおむね1カ月前までに、社会教育課社会教育係に申込書を提出してください。電話、FAXでの申し込みもできます。



「ほっと講座はぼろ」メニュー表 [35講座]

No.	講座名
1	羽幌町情報公開条例・個人情報保護条例について
2	各種統計調査について
3	羽幌町の基本計画について（総合振興計画・中心市街地活性化基本計画・その他各種計画について）
4	はぼろの財政状況について
5	町税の納税や種類について
6	固定資産税のあらまし（税額の算定と納税・評価替えについて）
7	ごみ処理の現状（ごみの分別収集、資源化・きらりサイクル工房等）
8	町営住宅建設の今後について
9	環境と生活を考えよう（町の環境考える、環境を守る生活とは）
10	環境とわたしたち（海鳥を中心にした自然環境・環境保全・海鳥の生態系や分布状況について）
11	介護保険制度と在宅福祉サービスについて
12	痴呆予防教室（高齢と痴呆・痴呆の早期発見とその対策）
13	介護教室（高齢者の疾病・在宅サービスの利用と生活支援）
14	介護予防教室（成年期からの介護予防・生活設計について）
15	栄養教室（健康増進、疾病予防の食事、料理・簡易食事診断）
16	すこやか講座（健康づくり・疾病予防、早期発見と改善方法・在宅療養生活へのアドバイス）
17	国民年金（基礎年金）について
18	国民健康保険講座（健康保険制度・高額療養費について）

講座を利用できる方

町内に居住、勤務または在学する方で、職場や町内会などの団体・グループで5人以上集まれば利用できます。

講座を開催できる時間

原則として、平日の午前9時から午後9時までの2時間程度とします。土日開催など特別な要望については担当課内で検討し対応します。

開催場所

会場は原則として町内各公共施設や集会所などとなります。なお、会場は申込者で準備していただきます。

申込・お問い合わせ

社会教育課社会教育係 ☎ 62-5880

No.	講座名
19	老人保健講座（老人保健制度・各負担金減額等について）
20	医療給付制度について（重度医療・母子医療・乳幼児医療・老人医療）
21	社会福祉講座（心身障害者福祉・児童福祉・老人福祉について）
22	トイレの水洗化、補助制度について・上下水道事業のあらまし
23	水道料金と水道施設について
24	羽幌町浄化センターのしくみについて（施設の見学・説明等）
25	新農業者年金制度について
26	農地転用許可等について
27	観光の現状と課題について
28	学校教育、家庭教育について（教育相談全般について）
29	生涯学習とは
30	健康づくり講座（運動不足解消、健康維持のためのメニューについて）
31	健康づくりのすすめ（簡単ストレッチ体操・リラクゼーション体操）
32	スキー技術の習得（基礎～応用）
33	水泳技術の習得（基礎）
34	救急救命講座（応急手当の重要性・止血法・心肺蘇生法について）
35	火災予防講座（初期消火の重要性・火災の煙の恐ろしさについて）

講座メニューにない内容を希望される場合も、遠慮なくお申し出ください。

☎ 気象台一口メモ

テーマ「融雪・洪水」

春を迎え日脚が伸びるとともに、気温も上昇を続け、半年にわたって降り積もった雪が解けだす、融雪期の到来です。

平地の雪はなくなりましたが、山間部や峠では、まだまだ積雪があり、なだれ・山崩れ・がけ崩れの危険が続きます。また、河川の融雪洪水は4～5月頃にかけてが一番多く、気温が上がって雪解けが進んだり、雨が降るとさらに雪解けが進み水かさが増し、流れも急激に速くなりますので、この時期は小川も含めて河川に近づかないようにするなど注意が必要です。

休日や余暇でお出かけの際には、気象情報を確認し、楽しく過ごして下さい。



ホームページアドレス

<http://sapporojma.go.jp/ah/asahika/web/asa-index.html>

お問い合わせ

旭川地方気象台防災業務課 ☎ 0166-32-7102

イベント・行事



!! 全国訪問おはなし隊がやってきます！

講談社の「本とあそぼう 全国訪問おはなし隊」が羽幌町に来て紙芝居や絵本の読み聞かせを行います。子ども達にもっと本に親しんでもらおうという主旨で、たくさんのお本を積んだキャラバン隊がやってきます。

参加を希望する方は開始30分前までにお集まりください。



日時 6月21日(水) 午前10:00～午前11:00
会場 羽幌町中央公民館駐車場及び小ホール
対象 町内の3歳～5歳児

お問い合わせ 中央公民館図書室 ☎ 62-1178

☑望郷羽幌町と詩吟の集いは15ページをご覧ください

☎ 農業委員会からのお知らせ

平成17年1月から12月の農業委員会活動の内容についてお知らせします。総会については、ほぼ毎月下旬に開催しています。

区分	回数・件数
農業委員会総会開催回数	10回
農業経営基盤強化促進法による (所有権移転や賃貸借の許可)	27件
(所有権移転に係る嘱託登記事務)	10件
農地法による(第3条許可)	5件
(第4条許可)	0件
(第5条許可)	3件
(第20条による受付)	3件
現況証明	14件
農地あっせん及び調整	6件
営農・あっせん・その他証明	42件
作況調査・農地パトロール	1回

お問い合わせ 農業委員会 ☎ 62-1211(内線332)

☎ 子育て女性企業支援助成金

厚生労働省では、女性の起業を支援するための制度を創設し、子育て女性の自立を応援します。

対象となる主な条件

- ・子育て期(12歳以下の子供と同居している状態)にあること。
- ・雇用保険の被保険者であった期間が5年以上であること。
- ・法人等の設立から3ヶ月以上事業を行っていること。
- ・起業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となること。

助成対象となる経費

- ・オフィス、店舗の内外装費、賃借料
- ・厨房機器等の設備、機器、事務所の備品類、車両等の購入費
- ・機器のリース料
- ・両立支援に要する経費(ベビーシッター等)
- ・経営コンサルタントへの相談経費

助成額 最大200万円(対象経費の1/3)

お問い合わせ

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
☎ 011-709-2311(内線3685)

☎ 山菜採りの事故防止心構え5カ条

豊かな自然に恵まれた本道では、山菜採りは年齢を問わず手軽に楽しめるレジャーとして、広く親しまれていますが、例年5月～6月に多くの事故が発生しています。山菜採りに伴う事故防止のため次の心構え5カ条を留意して下さい。

- 1 行き先を必ず家族等に知らせましょう
- 2 単独での入山はできるだけやめましょう
- 3 目立つ服装等に配慮しましょう
- 4 通信手段(携帯電話、無線機等)や笛、ラジオ、非常食、テープ、懐中電灯等を携行しましょう
- 5 迷ったら落ち着いて行動しましょう



お問い合わせ

農林水産課林務耕地係 ☎ 62-1211(内線341)

☎ 情報公開制度実施状況

町では毎年、情報公開制度と個人情報保護制度に基づき、公文書公開の実施状況についてお知らせしています。

公文書公開の実施状況(平成17年度)

実施機関	請求件数	(処理状況)					不服申立
		公開	一部公開	非公開	不存在	請求拒否	
町長	6	4	2	0	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	5	2	0	0	0	0

個人情報公開の実施状況(平成17年度)

実施機関	請求件数	(処理状況)					不服申立
		公開	一部公開	非公開	不存在	請求拒否	
町長	6	6	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	6	0	0	0	0	0

個人情報の訂正、削除、中止の請求はありません。

お問い合わせ

総務課情報管理係 ☎ 62-1211(内線216)

☎ 中小企業退職金共済制度をご存知ですか

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、中小企業で働く従業員のための外部積み立て型の国の退職金制度です。適格年金制度は、平成24年3月31日までに他の年金制度等に移行するなどの対応が必要です。

なお、中退共制度へ移行する際は、適格年金資産の全額を移換することができ、事業主・従業員双方に次のような利点があります。

事業主の利点

- ・退職金の管理が簡単です。
- ・移行時に積立不足の解消は不要です。
- ・移行時と加入後の事務手数料は不要です。
- ・掛金は全額非課税です。
- ・加入後、掛金(18,000円以下)を増額した場合、増額分の1/3を1年間助成します。

従業員の利点

- ・退職一時金の制度なので、60歳以下でも退職金を受け取ることができます。
- ・退職所得として、税制上優遇されます。
- ・転職した場合、以前勤務していた企業での掛金納付実績を加算することができます。

お問い合わせ

相談コーナー ☎ 011-241-0351
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金事業本部
☎ 03-3436-0151

☎ 6月1日～10日は電波利用保護旬間です

電波の利用は、携帯電話の普及に代表されるように市民生活や様々な社会経済活動にとって不可欠な物として急速に増大しております。

しかしながら、車両に搭載された不法CB無線、不法アマチュア無線、不法パーソナル無線と呼ばれる多くの不法無線局が、人命・財産にかかわる重要無線通信に対して妨害を与え、また、テレビ・ラジオに受信障害を与えるなど住民に多大な迷惑をかける社会的な問題を発生させています。

このため総務省では、広く国民に電波利用環境保護の大切さを訴えるため、6月1日の「電波の日」から10日間を「電波利用保護旬間」と定め、電波利用に関する周知・啓発活動を全国的に展開しています。

お問い合わせ

北海道総合通信局
(不法無線局、混信・妨害) ☎ 011-737-0099
(テレビ・ラジオの受信障害) ☎ 011-737-0033
(その他行政相談) ☎ 011-709-3550

健康



6月の保健カレンダー

あいあいサークルを除き、対象となる方にはお手紙で通知しています。あいあいサークルの参加を希望される方は、当日会場で直接お申し込みください。

離島地区総合健診の詳細につきましては、日程が近くなり次第、全戸配布チラシでお知らせします。

日程	事業	受付・実施時間	会場
1日(木)	ポリオ予防接種	午後2:30～	健康センター
5日(月)	苺くらぶ	午前9:30～	羽幌保育園
7日(水)	あいあいサークル	午前9:45～	健康センター
8日(木)	3歳児健診	午後1:30～	健康センター
14日(水)	ほほえみ会	午後1:00～	健康センター
15日(木)	乳児健診	午後2:00～	健康センター
19日(月)	苺くらぶ	午前9:30～	羽幌保育園
20日(火)	焼尻地区総合健診	午前5:00～	焼尻研修センター
21日(水)	天売地区総合健診	午前5:00～	天売研修センター
22日(木)	離乳食教室	午前10:00～	健康センター
28日(水)	あいあいサークル	午前9:45～	健康センター

申込・お問い合わせ 福祉課保健係
すこやか健康センター内 ☎ 62-6020

温泉活用健康増進事業

テーマ「軽い運動【ひざ編】」

外出する機会の少ない高齢者のための健康教室で、今回は理学療法士に、よるひざに関するお話と軽い運動、保健師の健康相談を行います。気軽に楽しみながらできますので、みなさんお気軽にご参加ください。無料送迎バスも運行しています。

日時 6月27日(火) 午後1:30から
会場 はぼろ温泉サンセットプラザ
参加料 入浴料 550円(回数券・割引券使用可)
対象者 65歳以上で温泉入浴に支障の無い方
申込期限 6月20日(火)まで

申込・お問い合わせ 福祉課保健係
すこやか健康センター内 ☎ 62-6020



ボランティアスタッフ大募集

社会教育課では社会教育事業などに参加するボランティアスタッフを募集しています。新しい年度をきっかけに新しいことを始めてみませんか？

対象 20歳以上の一般町民(男女は問いません)
参加事業 子ども達を対象にした事業・スポーツ事業
文化事業・各種イベント

申込・お問い合わせ
社会教育課社会教育係 ☎ 62-5880



不審者に注意！子どもパトロール隊募集

今年に入ってからすでに、3件の不審者情報が報告されています。羽幌警察署や子どもパトロール隊による町内パトロールも強化していますが、子ども達の非行防止や不審者から子ども達を守るには、地域住民みなさんのご協力が必要です。不審者を発見したり、情報を耳にしたら、ささいな事でもかまいませんのでお電話ください。

羽幌町パトロール隊も随時募集していますので、興味のある方はお電話ください。



申込・お問い合わせ
社会教育課社会教育係 ☎ 62-5880



税務職員を募集しています

札幌国税局では、税務職員を募集しています。人事院が実施する国家公務員採用第三種(税務)試験の最終合格者の中から採用されます。

受験資格 昭和61年4月2日～平成元年4月1日生まれ
試験の程度 高等学校卒業程度
受験申込期間 6月20日(火)～6月27日(火)まで
受験申込先 060-042 札幌市中央区大通西12丁目
人事院北海道事務局宛
試験日程 9月3日(日)第1次試験
最終合格発表 11月9日(木)

お問い合わせ
留萌税務署総務課 ☎ 0164-42-0661



人権擁護委員にご相談を

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談内容についての秘密は守られます。また、相談は無料で難しい手続もありません。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。羽幌町では下記により「特設人権相談所」を開設し、人権に関わることにご相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

日時 6月1日(木) 午後1:00～午後3:00
会場 中央公民館 第3研修室
人権擁護委員

佐藤 博司氏・長谷川 いみ子氏・工藤 喜一氏

お問い合わせ 町民課総合受付係 ☎ 62-1211(内線101)

募集



ほほえみ会(糖尿病教室)会員募集

健康づくりのための食事や運動についての教室を開催しています。「食べすぎがよくない」とか「運動したほうがよい」など分かっていても1人ではなかなか続かないものです。自分と同じような意欲や悩みを持った人と定期的に交流することで、また明日からがんばろうという気持ちがわいてくることでしょう。ぜひ、ご参加ください！

対象 糖尿病について知りたい方・健康に関心がある方
日程 6・9・12・3月の年4回 午後1:30～午後3:30
会場 すこやか健康センター
内容 糖尿病に関する講話、ウォーキング、調理実習、体重・体脂肪・血圧測定など
申込期限 6月7日(水)まで

申込・お問い合わせ 福祉課保健係 栄養士まで
すこやか健康センター内 ☎ 62-6020



相談



年金相談

年金の加入状況の確認、納付書や年金手帳の再発行依頼など年金に係る相談を受け付けています。

日時 6月8日(木) 午後1:00～午後5:00
6月9日(金) 午前9:00～正午
会場 役場1階 相談室
お問い合わせ 留萌社会保険事務所 ☎ 0164-43-7211

行政相談

行政に関することわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守されます。

日時 6月13日(火) 午前9:00～正午
会場 役場1階 相談室
行政相談員 弓庭 登氏
お問い合わせ 町民課総合受付係 ☎ 62-1211(内線101)

心配ごと相談

住民のみなさんの心配ごとへの対応として、心配ごと相談所を毎月1回開催しています。

日時 6月21日(水) 午後1:30～午後4:00
会場 勤労青少年ホーム
相談員 秋山 俊一氏
お問い合わせ 羽幌町社会福祉協議会 ☎ 69-2311

健康相談

保健師と栄養士による健康相談を行っています。町内在住の方なら誰でも利用できます。毎回体重・体脂肪測定、血圧測定、健康の話、軽い運動をしています。

月日 6月29日(木)
運動 リズムウォーキング
会場 川北老人福祉センター(午前10:00～午前11:30)
すこやか健康センター(午後1:00～午後3:00)
お問い合わせ 福祉課保健係
すこやか健康センター内 ☎ 62-6020